

## 付 議 第 3 号

### へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成 16 年高知県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。



-----  
教育委員会規則  
-----

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成29年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

## 高知県教育委員会規則第 号

## へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の吾川郡のいの町の項を次のように改める。

いの町	柳瀬小学校 清水第一小学校	平成16年10月1日 "
-----	------------------	-----------------

別表第1の1級の幡多郡の黒潮町の項を次のように改める。

黒潮町	拳ノ川小学校	平成22年4月1日
-----	--------	-----------

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

へき地等学校等を指定する規則  
 (平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1 (第 2 条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在地	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	略	略	略
	吾川郡	いの町	平成 16 年 10 月 1 日
		略	柳瀬小学校 清水第一小学校
略	略	略	略
略	幡多郡	黒潮町	平成 22 年 4 月 1 日

1 級地	2 所在地	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	略	略	略
	吾川郡	いの町	平成 16 年 10 月 1 日
		略	勝賀瀬小学校 柳瀬小学校 清水第一小学校
略	略	略	略
略	幡多郡	黒潮町	平成 22 年 4 月 1 日
		拳ノ川小学校 馬荷小学校	平成 18 年 3 月 20 日

28い教第 1835 号

平成 28 年 12 月 26 日

高知県教育委員会 様

いの町教育委員会



いの町立勝賀瀬小学校の廃校について

記

学 校 名 いの町立勝賀瀬小学校（平成 20 年 4 月 1 日から休校中）

廃 校 日 平成 28 年 12 月 15 日

廃止の理由 公益事業の用に供することを目的として、平成 20 年 4 月 1 日から休校となっている勝賀瀬小学校を廃校とするもの。

黒潮教第 359 号  
平成 29 年 7 月 21 日

高知県教育委員会事務局  
小中学校課長 様

黒潮町教育長 坂本



公立学校の廃止届の提出について

標記の件について、下記のとおり廃止を決定しましたので、学校教育法施行令第 2.5 条の規定に基づき、関係書類を添付し提出いたします。

記

廃止校	黒潮町立馬荷小学校
廃止年月日	平成 29 年 6 月 30 日
廃止の理由	平成 18 年 4 月 1 日より休校中であつたが、今後児童の増加は見込めず学校の再開は見込めないため
児童の処置	休校中と同様スクールバスにて対応
添付書類	黒潮町条例改正に関する議決議案書 廃校する学校の配置図

【担当】〒789-1720

高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地 1

黒潮町教育委員会 就学前教育係 川村 雅志

Tel.0880-55-3190 Fax.0880-55-2851

E-mail : 20010014@town.kuroshio.lg.jp

## へき地手当等について

### 1 概要

#### (1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 15 条）

#### (2) へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、共同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第 15 条の 2）

### 2 へき地手当の額

#### (1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1%
	1 級地	3%
	2 級地	5%
	3 級地	7%
	4 級地	14%
	5 級地	18%

#### (2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から 5 年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6 年目）

### 3 へき地の級地

(1) 基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。